④　常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。
⑤　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ロ　十対一入院基本料の施設基準
①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（結核病棟入院基本料の注8の場合を除く。）とする。
②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
③　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ハ　十三対一入院基本料の施設基準
①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（結核病棟入院基本料の注8の場合を除く。）とする。
②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
③　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ニ　十五対一入院基本料の施設基準
①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（結核病棟入院基本料の注8の場合を除く。）とする。
②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
③　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ホ　十八対一入院基本料の施設基準
①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十八又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（結核病棟入院基本料の注8の場合を除く。）とする。
②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
③　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ヘ　二十対一入院基本料の施設基準
①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（結核病棟入院基本料の注2ただし書及び注6に規定する厚生労働大臣が定めるもの
夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。
(3)　結核病棟入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合
当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは一般病棟入院基本料の注7に規定する夜勤時間特別入院基本料、結核病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは結核病棟入院基本料の注6に規定する夜勤時間特別入院基本料、精神病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注9に規定する夜勤時間特別入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合
(4)　結核病棟入院基本料の注3に規定する厚生労働大臣が定める患者
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十九条、第二十条及び第二十二条の規定等に基づき適切に入退院が行われている患者以外の患者
(5)　結核病棟入院基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める施設基準
イ　七対一入院基本料を算定する病棟であること。
ロ　入院患者の数がおおむね三十以下の病棟であること。
ハ　障害者施設等入院基本料を算定する病棟と一体的な運営をしている病棟であること。
(6)　結核病棟入院基本料の注7に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
(1)のイの③の基準
(7)　結核病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関
許可病床数が百床未満のものであること。
(8)　結核病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める日
次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日
イ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。
ロ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

四の二　精神病棟入院基本料の施設基準等
(1)　精神病棟入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準
イ　十対一入院基本料の施設基準
①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（精神病棟入院基本料の注10の場合を除く。）とする。